

随意契約理由書

件名	湊川町10丁目沿道整備工事	
契約の相手方	協同建設株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>都市計画道路東山菊水線は、兵庫区北部の密集市街地再生優先地区に位置する生活幹線道路であり、渋滞解消や安全な通行の確保、火災時の延焼防止などの役割を担っており、本事業は平成28年3月に事業認可され、令和4年度末までの事業期間である。</p> <p>本工事については、東山菊水線整備に伴う沿道整備のための宅地造成工事であり、事業スケジュールを鑑み、令和2年度内に完了させる必要がある。工事契約にあたっては、制限付一般競争入札に付したが、令和元年11月13日及び12月20日の開札の結果、落札者がなかった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記請負人との間で随意契約をすることとする。</p> <p>なお、上記請負人は長田区に本社があり、施工場所にも近く、西部・中部管内をはじめ、多数の工事实績があり十分な施工能力を有しており、安全・円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局 市街地整備部 都市整備課	(電話番号 078-595-6768)